

セルソース株式会社

定 款

作 成：2015年11月12日

変 更：2016年 3 月 1 日（目的追加）

変 更：2017年 8 月 4 日（目的、附則削除）

変 更：2017年10月 2 日（取締役会、監査役設置）

変 更：2018年 1 月22日（役員責任免除、員数等）

変 更：2018年 4 月24日（基準日附則設定）

変 更：2018年 5 月10日（発行可能株式数増、基準日附則消滅）

変 更：2018年11月13日（本店所在地変更）

変 更：2019年 1 月28日（監査役会設置）

変 更：2019年 3 月27日（会計監査人設置、広告方法変更、発行可能株式数増、
譲渡制限解除、単元未満株取扱決定、株主名簿管理人設
置、議決権代理人公使、取締役任期短縮、余剰金配当、
基準日附則設定）

変 更：2019年 4 月 1 日（発行可能株式数増、基準日附則消滅）

変 更：2020年 1 月28日（目的追加）

変 更：2020年11月 1 日（発行可能株式数増）

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、セルソース株式会社 と称し、
英文では、CellSource Co., Ltd. と表記する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 組織、細胞の加工、製造、培養、保管及び配送等の受託
2. 加工、製造、培養された細胞等の研究機関等への分譲
3. 無菌安全試験等の受託
4. 再生医療技術、医薬品等の研究、開発及びそれら知的財産権、ノウハウ等のライセンスアウト
5. 医薬品、医薬部外品、再生医療等製品、化粧品、健康食品、医療機器、美容機器ならびに関連諸用品の設計、開発、製造、輸入、製造販売ならびに販売
6. ウェブサイトの作成及び運営管理
7. 情報システムの企画、開発、管理、販売
8. 医療機関からの非医療業務受託
9. セルプロセッシングセンター（C P C）の企画、運営、保守
10. 広告、宣伝及び販売促進並びに印刷物及び出版に関する企画、制作、運営、管理及びコンサルティング
11. 人材派遣及び有料職業紹介事業
12. 前各号に関するコンサルティング業務、マーケティング業務
13. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、

日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,728万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使の手続等は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の基準日は、毎年10月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し議長となる。

- ② 取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集し議長となる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

- ② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第18条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第28条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任の方法)

第29条 当社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度におい

て、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。

- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。
- ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第42条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

第8章 附 則

(定款に定めのない事項)

第43条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。